

## 介護支援定期預金規定（自動解約入金方式、証書式）単利型

令和2年1月6日現在

介護支援定期預金（以下「この預金」といいます。）は、この規定の定めによるほかは、別にご案内している定期預金規定の自由金利型定期預金（M型）規定の定めによるものとします。

### ●非自動継続型

#### 1.（預金の支払時期）

この預金は、証書表面記載の満期日に自動的に解約し、利息とともに支払います。この場合の元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

#### 2.（利 息）

（1）この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について証書表面記載の利率（以下「約定利率」といいます。）によって計算し、満期日にこの預金とともに支払います。

（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

（3）当金庫がやむをえないものと認めて預入日の1年後の応当日を満期日としたこの預金を解約する場合には、その利息（以下「期限前解約利息」といいます。）は、預入日から解約日の前日までの日数について次の利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。

##### A. 6か月未満

解約日における普通預金の利率

##### B. 6か月以上1年未満

約定利率×50%

（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割計算します。

#### 3.（預金の解約）

この預金を前記1.の満期日自動解約以外の方法で解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、証書とともに取引店に提出してください。この場合の元利金は、あらかじめ指定された預金口座に入金するものとし、現金による支払いまたは指定口座以外の預金口座への入金はできません。

#### 4.（証書の効力）

この預金は、証書表面記載の満期日に、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので、直ちに取引店へ返却してください。

以 上